

青梅市立第三小学校いじめ防止基本方針
(改訂版)

令和5年3月改訂
青梅市立第三小学校

目 次

1	青梅市立第三小学校いじめ防止基本方針の改定について	70
2	いじめの定義	70
3	いじめの禁止	71
4	いじめの防止対策の基本的な考え方	71
	(1) いじめを許さない学校づくり	
	(2) 児童の主体性、実践力の育成	
	(3) 家庭・地域・関係機関との連携	
5	いじめ防止等の取組	72
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び改訂	
	(2) いじめ防止のための組織の設置	
	(3) いじめの未然防止に向けた取組	
	(4) いじめの早期発見・対応、完全解決に向けた取組	
	(5) 重大事態が発生した場合の対応	
6	いじめ防止対策の推進に向けて	77
7	青梅市いじめの防止に関する条例の一部改正による学校の対応について	77
8	参考資料	78
	(1) 【改訂】いじめ対応マニュアル(いじめを把握した時)	
	(2) いじめ問題への取組の年間計画	
	(3) 三小スタンダード 生活指導編	
	(4) 感染者等が発生した場合の対応フローチャート	
	(5) 学校(児童・教職員・学校関係者等)において感染者等が発生した場合の対応	

1 青梅市立第三小学校いじめ防止基本方針の改定について

本校では、平成27年4月に策定した「第三小学校いじめ防止基本方針」を令和2年8月に新型コロナウイルス感染症に関する感染者や濃厚接触者、また、新型コロナウイルス感染症にかかわる医療従事者への差別や偏見、人権侵害等の問題を踏まえたいじめ問題への対応の徹底を図るために、「青梅市立第三小学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）と名称を変更し、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・事案対処及び重大事態への対応）のための対策をより一層総合的かつ効果的に推進することを目的として改訂した。

今般、本市において、青梅市いじめの防止に関する条例第25条に規定するいじめ重大事態が、令和元年度に1件、令和2年度に2件、発生した。この事態を受けて、いじめの防止に有効な対策をより一層強化することを目的として、青梅市いじめの防止に関する条例の一部改正されたことを受け、「青梅市立第三小学校いじめ防止基本方針」を改定するものである。

2 いじめの定義について

本基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

4 いじめの防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの児童・生徒にも起こり得るという認識に立ち、教育委員会及び学校は、日常的な未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る必要がある。

(1) いじめを許さない学校づくり（いじめを生まない、許さない学校へ）

いじめが児童・生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを踏まえ、全ての児童・生徒が安心して学習に取り組むことができるよう、いじめを許さないという教員としての意識向上を図るとともに、学校がいじめ問題に組織的に対応できる校内体制を整備する。

(2) 主体性、実践力の育成（いじめ問題について児童自らが考え行動する学校）

児童・生徒のいじめに関する理解を深め、児童・生徒がいじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめの解決に向けて主体的に行動できるように促す。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携（家庭・地域・保護者との連携による安心な学校）

いじめが複雑化・多様化する中、家庭・地域・関係機関がそれぞれの役割を認識しつつ連携を図り、いじめの問題解決に向けて、社会全体による取組を進める。

5 いじめ防止等の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び改訂

本基本方針及び国・東京都の方針等を参考にし、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。(法第13条) 自校の基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

(2) いじめ防止のための組織の設置

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織、いじめ問題対策委員会を設置する。(法第22条) 組織の構成員については、管理職、主幹教諭、生活指導主任、関係教員、養護教諭、SC等のほか、必要に応じてSSW、弁護士、警察官経験者(スクールサポーター)、子ども家庭支援センター職員等も加える。

(3) いじめの未然防止に向けた取組

① いじめ発見のための情報収集

- ・青梅市いじめ調査のアンケートを年5回(4月・6月・9月・11月・2月)行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロを目指す。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

② 全職員による共通理解

年度初めの職員会議で「第三小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図り共通実践を進める。

- ・生活指導部は、ふれあい月間を活用して各学級でのいじめ防止の取組みを提案する。

令和2年度 新型コロナウイルス感染症に関わるいじめ防止の具体的取組み

- ・啓発教材「新型コロナウイルスってな～に??」等を活用し、新型コロナウイルス感染症に対する理解徹底を図る。
⇒「詮索しない」、「差別しない」、「いじめをしない」
- ・児童及び教職員に感染者が出て適切な行動を心掛け、参考資料「感染者等が発生した場合の対応フローチャート」「学校（児童・教職員・学校関係者等）において感染者等が発生した場合の対応」に沿って対応する。
- ・PCR 検査受診報告や陽性報告を受けても人権への配慮を忘れてはいけない。

- ・学校評価アンケートや教育相談の結果の集約・分析・対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・人権プログラムを活用しいじめ防止研修会を実施する。

③ 児童の取組

- ・各学級、年間の生活目標「自分からあいさつをしよう」を設定する。望ましい生活態度から望ましい人間関係をつくれるようにする。
- ・いじめゼロ宣言子ども会議への参加。いじめゼロを目指した児童会活動を推進し、三中生徒会とも連携し、いじめのない学校づくりの取組みを実践する。いじめ根絶・体罰によらない学校宣言を受け、全教職員でいじめ・体罰のない学校づくりに取り組む。

④ スクールカウンセラーとの連携

- ・なかよしルーム（教育相談室）を活用し、児童の悩み相談に早期に対応する。
- ・授業観察を通し児童の様子についてカウンセラーとしての見解を報告してもらい、共通理解を図ると共に、児童への対応について指導・助言をもらう。
- ・5年生全員の個人面談を行う。

⑤ 家庭・地域との連携

- ・家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。学校だけで解決を図ろうとしない。
- ・学校運営連絡協議会及びP T A等の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換をする。

⑥ 外部諸機関との連携

- ・いじめられている児童が学校や家庭に相談できない場合は、「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談窓口を利用するよう促す。
- ・いじめの事実を確認した場合は、青梅市教育委員会へ報告する。重大事態発生時は、青梅市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に対応する。
- ・状況に応じて青梅市教育相談所やスクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター及び児童相談所、警察等と連携しながら指導する。
- ・学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。

⑦ 積極的な情報発信

随時、学校だよりやホームページ、メール配信等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

いじめの早期発見・対応、完全解決に向けた取組

① 三小スタンダード（生活指導編）の共通理解と共通実践

「いじめを絶対に許さない。」という教職員の姿勢を明確に示した三小スタンダードを設定し、教員の役割や指導することを明確にすることによって、全教職員が同じ方向性をもって全教職員が全児童を指導していく。

② 一人一人が活躍できる学習活動

本校の目指す子供像「当たり前前（の）ことが当たり前（に）できる子」を実現していくために、児童の一人一人の思いや考えを大切に、互いに認め合える学習活動を進めていく。

③ 人とのかかわり方を身に付けるための活動

なかよし集会ではたてわり班での活動を実施するなど、異年齢集団で集団の一員としての自覚を深め、協力してより良い生活を築こうとする態度を育てる。

④ 道徳授業の充実を図る。

道徳教育の内容の2「主として他の人とのかかわりに関すること」の（2）「相手のことを思いやり、進んで親切にする。」と（3）「友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。」の指導を通し、いじめを許さない学級・学校づくりに取り組む。

⑤ 道徳授業地区公開講座の実施

道徳授業地区公開講座を実施し、保護者・地域へ道徳教育の学校の取組を公開する。

道徳授業地区公開講座では、全学級授業公開と保護者・地域の方々との意見交換会や講演会等を行い、学校における道徳教育を保護者や地域に発信し、家庭や地域社会との連携やその役割について相互理解を深める。

⑥ 人権教育の充実

人権教育の全体計画に基づき、各教科・総合的な学習の時間との関連を図りながら、望ましい人間関係の育成や言語環境の適正化などを通して推進する。

⑦ ふれあい月間の取り組み（アンケート実施：6・9・11・2月）

いじめの実態を確実に把握し、早期解決に向けて学校が組織的な取組を行う。

年間5回の強化月間を設け、いじめ問題に向けた取り組みを継続していくとともに、児童・生徒および保護者・教職員にいじめ撲滅への意識を高める。年間5回の強化月間のうち、4回はアンケート調査を実施する。

（4）重大事態が発生した場合の対応

① いじめられた児童の安全確保を優先する。

② 重大事態発生について、速やかに青梅市教育委員会へ報告する。

③ 青梅市教育委員会が行う調査に協力する。

④ 調査の結果については、いじめを受けた児童の保護者に対して事実関係等の情報を適切に提供する。

6 いじめの防止対策の推進に向けて

本校では、いじめ防止対策の推進に向け、本基本方針の趣旨等について、家庭・地域関係機関への周知に努める。また、本基本方針に基づいた取組を定期的・継続的に確認し、その結果等に基づき必要に応じて適切な対応を図るものとする。

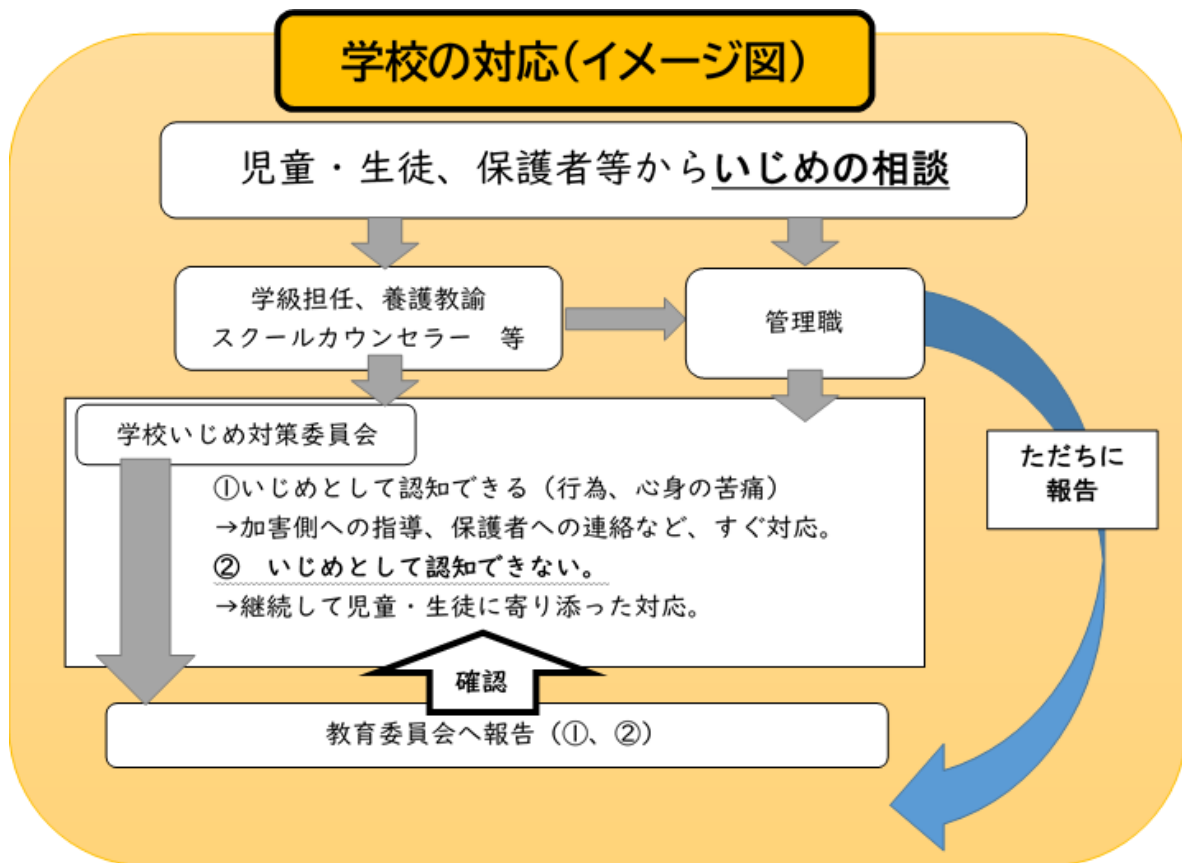
7 青梅市いじめの防止に関する条例の一部改正による学校の対応について

(条例改正の趣旨)

本市において、青梅市いじめの防止に関する条例第25条に規定するいじめ重大事態が、令和元年度に1件、令和2年度に2件、発生した。この事態を受けて、いじめの防止に有効な対策をより一層強化することを目的とするものである。

(委員会への報告)

第20条 学校は、児童等、その保護者その他の者から当該児童等にかかるいじめの相談を受けたときは、ただちにその旨を当該学校の校長から委員会に報告しなければならない。次条第1項の規定による通報または同条第2項後段の規定による確認を受けたときも、同様とする。

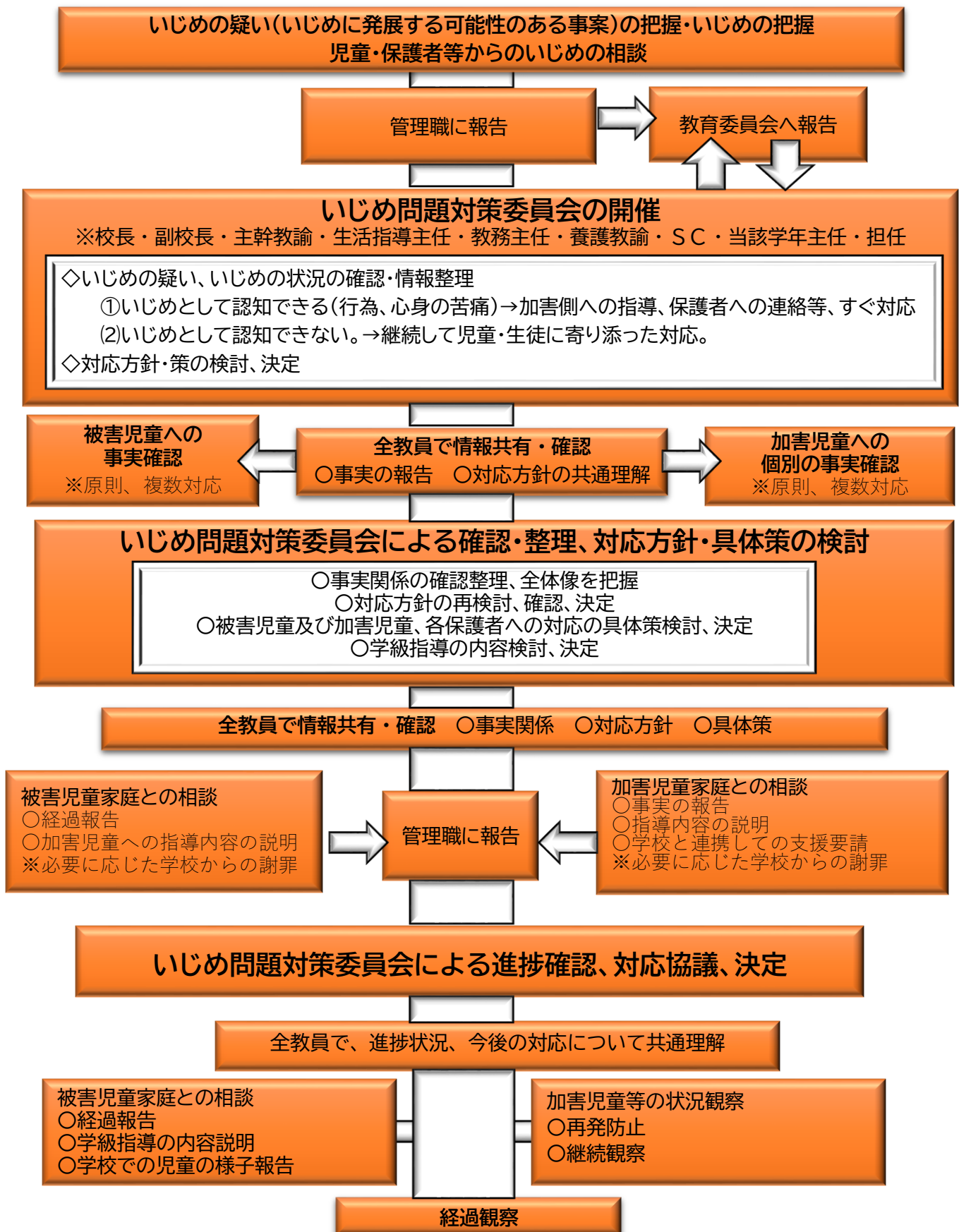


【教育委員会(指導室)への報告】

- ① いじめとして認知→即時対応、報告(書式:青梅市いじめ実態調査)
- ② いじめとして認知できない→報告(書式:別添 資料2 参照)

8 参考資料

(1) 【改訂】いじめ対応マニュアル（いじめを把握した時、相談を受けた時）



(2) いじめ問題への取組の年間計画

	情報収集、児童・生徒理解		指導、啓発活動	対策会議 教員の資質向上等
4月	紙面での注意喚起	面談①	授業①	昨年度の状況確認 (いじめ問題調査委員会)
5月		全員面接(5年)		いじめ問題対策委員会
6月	アンケート①	面談②	ふれあい月間	アンケート結果への対応 (いじめ問題調査委員会)
7月			いじめゼロ宣言 子ども会議	校内研修会①
8月				基本方針の見直し 有効性の検証
9月	アンケート②	面談③	授業②	アンケート結果への対応 (いじめ問題調査委員会)
10月				いじめ問題対策委員会
11月	アンケート③	面談④	ふれあい月間	アンケート結果への対応 (いじめ問題調査委員会)
12月				校内研修会②
1月			授業③	
2月				校内研修会③
3月	アンケート④	面談⑤	ふれあい月間	アンケート結果への対応 (いじめ問題調査委員会)

(3) 学校（児童・教職員・学校関係者等）において感染者等が発生した場合の対応

学校（児童・教職員・学校関係者等）において感染者等が発生した場合の対応

基本方針 学校において感染者等が発生した場合には、学校医や保健所等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防いでいく。

